

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9986)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	許可の取消し等
概要	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律において、薬局等又は医薬品の販売業者がこの法律その他薬事に関する法令若しくはこれに基づく処分に違反する行為があった場合、その許可を取り消し、または期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。
根拠法令等 及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第75条第1項 (昭和35年8月10日法律 第145号) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第75条第1項の規定による処分基準 (健康局健康推進部生活衛生課窓口にて設置)
処分基準	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律において、薬局等又は医薬品の販売業者がこの法律その他薬事に関する法令若しくはこれに基づく処分に違反する行為があった場合、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第75条第1項の規定による処分基準に基づき処分を行う。
ホームページ	
備考	